

ドメイン名政策委員会

マルチステークホルダープロセス検討WG（第3回） 議事要旨

1 日時 平成26年7月30日（水）17:00～18:15

2 場所 総務省8階 第4特別会議室

3 出席者（敬称略）

○構成員

江崎 浩（座長）、新美 育文（座長代理）、上村 圭介、森 亮二

○総務省

河内 達哉（データ通信課長）、山口 修治（データ通信課企画官）

西室 洋介（データ通信課課長補佐）、金坂 哲哉（データ通信課課長補佐）

○オブザーバ

沢田 登志子（一般社団法人ECネットワーク、ドメイン名政策委員会委員）

宇井 隆晴（株式会社日本レジストリサービス）

橘 弘一（GMOインターネット株式会社）

4 議事

(1) 開 会

(2) 議 題

(ア) 報告書（案）について

(イ) その他

(3) 閉 会

5 議事要旨

(ア) 報告書（案）について

事務局より、資料3-1「報告書（案）概要」について説明がなされた後、質疑応答。

主な発言は以下の通り。

上村委員：報告書（案）第2章に、ブラジルのインターネット運営委員会についての記述があるが、同委員会の設立根拠についての記述がない。大統領令によって設立されているので、その旨を記述する方が良いのではないか。

森委員：JPドメイン名諮問委員会のメンバーは、どのように選出されるのか。メンバーの構成については、あらかじめ、ISP、消費者代表などの種別によって人数配分が決まっているのか。

宇井オブザーバ：JPドメイン名諮問委員会は、JPNICからJPRSへの移管の際に、移管契約において設置が義務付けられた。設立当初の委員の枠組みについてはJPNICから形が示された。その後は、JPドメイン名諮問委員会において、2年ごとの改選の際に、どのような立場の方が次の委員となることがふさわしいかについて議論を行い、その下でどなたに就任いただくのかという候補の人を挙げていただいている。

森委員：資料3-1のP53(2)②に、JPRSについての会社情報等の情報開示の在り方に関する記述があるが、「開示の充実を行う」という記述と、「必要最小限」という記述が混在していて、趣旨がわかりにくい。

事務局：基本的には、上場企業と同等の情報開示が求められると想定されるが、情報開示の範囲はそれら全てではなく、他事業者との競争環境にも配慮して、企業経営の透明性を確保する上で必要最小限なものにするべきではないかという趣旨。

森委員：「.jp」については、他事業者との競争環境が制限されているからこそ、情報開示を充実させるべきと言うのが、多くの人の意見だと考えており、「他事業者との競争に配慮」は意味がわからない。

橘オブザーバ：上場企業が有価証券報告書に記述している程度の範囲で情報開示を行うのであれば、JPRSとしても不利益はないのではないか。

事務局：事務局案は、「現行に比べて、情報開示の充実を図るべきだと考えているが、情報開示を求めると言うことは非常に厳しい規制であり、JPRSが一民間企業であることに配慮しなければならない。際限なく開示を求めることは不適當」との考えで記載した。

新見座長代理：「必要最小限」という資料上の表現が、誤解を招いているのではないか。業務に支障がない範囲で、企業の情報をできる限り開示するというではないか。

森委員：有価証券報告書は上場企業が困ることを想定していないので、有価証券報告書レベルで情報開示が行われることで問題はないはず。

新見座長代理：それならそれで明確で良いのではないか。

江崎座長：その範囲を超えて何でも出させるということではないので、上限がここで、もし何かあれば、そこは今後努力と言うこと。

上村委員：資料3-2のP26に、ドメイン名の登録料について「民間が自らの経営判断で決定することが望ましい」との記述があるが、ドメイン名の登録料を決定する際には、JPドメイン名諮問委員会の監督は入るのか。

江崎座長：企業としてJPドメイン名諮問委員会の答申を無条件に全て従うことはできない。JPRSは答申を尊重して経営判断を行うが、合理的でない理由で答申を明らかに逸脱するような決定がなされた場合には、JPNICと日本政府（総務省）が協議の上で、ICANNに申し出ることが出来るパスがある。JPRSが不合理な判断を行わないように、同委員会に総務省を追加するべきという議論だと思う。

事務局：諮問委員会での総務省の役割として江崎座長の言うことまで期待されるかというのはあるが、民間企業である以上は、料金の決定を経営判断で行うこととなる、との考えで事務局案を作成している。

江崎座長：先日村井先生と話したが、民間主導と書くと「民間だけ」でやるように見える

が、ここで言う民間主導は「官も関わる」形であることを注釈等にも書いても良いのではないかと考えている。

上村委員：資料3-1のP6に、民間におけるインターネットガバナンスの議論の場として、「JPNICが主体となる」ことが記述されているが、これは、2014年6月にJPNICによって発足された日本インターネットガバナンス会議(IGCJ)のことを指すのか。

事務局：何か決まったものを指しているわけではない。何処の場で議論するにせよ、「広く開かれていて、誰でも議論に参加できる」ことが条件となる。

上村委員：これまで、JPNICやJPRSが、インターネットについてマルチステークホルダーで議論する場を用意できなかったことが、様々な問題の根源であると感じている。そのような場の設定については、JPNICは「次は無いぞ」というぐらい厳しい目が向けられていると思い注意深く取り組んで欲しい。

森委員：本WGは、ドメイン名についてのマルチステークホルダープロセスの在り方を検討するものと認識しているが、どのような結論を親会にあげることになるのか。資料に「インターネットガバナンスの議論の場」という記述があるが、これはどのように考えればよいのか。

事務局：ドメイン名の管理運営における、信頼性や透明性の基準は、マルチステークホルダープロセスで決めてもらうことになると考えるところであるが、インターネットガバナンスの議論の場という広い枠組の中で、ドメインについても議論するのが適切と考えている。

江崎座長：インターネットについての議論においては、インターネットを適切に運用することが最も重要。したがって、JPドメイン名諮問委員会に、新たに日本政府(総務省)が入ることになるかもしれないが、あくまでインターネットの運用に責任を持つ方が中心となるべきである。そのうえで、インターネットガバナンスに関する、誰でも参加で

きる、広く開かれた議論の場による成果を、J P ドメイン名諮問委員会へインプットするという関係が適切だろうと考えている。

森委員：マルチステークホルダープロセスがなじまない部分があることを明確に書いて良いと考える。マルチステークホルダープロセスにおいて短期的に結論を得た実績のある仕組みが無いので今はこの形をとるが、将来もっと良いマルチステークホルダープロセスの在り方があればそちらに移行する、くらいは書くべきではないか。

橘オブザーバ：報告書（案）第5章において、電気通信事業法の枠組の中で、ドメイン名の管理・運営業務に規律を行うというような記述されているが、これまで本WGでそのような議論をしたとは思わないので、違和感がある。

事務局：第5章については、ドメイン名の管理・運営業務について、法律による規律をすとした場合の立法技術的な留意事項を書かせていただいたもの。

江崎座長：立法化するのが前提とされていることに違和感があるのだと思う。第5章は、本WGの報告書のアペンディクスというような形で親会へあげれば良いのではないか。

森委員：江崎座長に同意。もしくは、事務局から論点整理のような形で改めて問題提起しても良いと思う。

森委員：本WGとしては、利害関係者の皆がオープンに参加できる形がマルチステークホルダープロセスということなのだろう。本来は、J P ドメイン名諮問委員会のマルチステークホルダープロセスの在り方について評価するのも本WGに期待されていた部分だったのかもしれない。

江崎座長：現に活動がなされている組織のガバナンスを決める理事会の人選は、現在の委員が次の人間を選出する形をとっていることが多い。改変が無く同じ人があまりに長く固定されると困ることと、次の人があまりに今までと違う人だと困るということで、組織の運営を阻害しないことを重要視した上での仕組みだと思う。組織の運営に責任を持

つ人間が中心となる会議体と、誰でも参加できる会議体がそれぞれあって良い。これは世界の組織でも同じ。

江崎座長：ドメインは、インターネットガバナンスの中の重要な問題の一つ。これは I C A N Nでも I G Fでも同じように考えられている。ドメインについての議論は、他の要素との関係が重要になることがあるので、ドメインに限らない広い枠組の中で議論する方が良いこともあるのではないか。

森委員：ドメイン名についてのマルチステークホルダープロセスを検討すべき本WGの報告書として、インターネットガバナンスの議論の場について記述するという事に違和感を覚える。

事務局：資料3-1のP6の5「民間におけるインターネットガバナンスの議論の場」は、文章の主従を逆にしたいと思う。ドメイン名の管理・運営において必要な透明性や信頼性の基準について議論するオープンな場が必要で、その場を、インターネットガバナンスに係る議論を行う場としても利用する、という趣旨に修正する。

宇井オブザーバ：マルチステークホルダーという言葉は曖昧である。場面によって適した形は異なる。したがって、プロセスの在り方を議論するに当たっては、それがマルチステークホルダープロセスであるか否かという抽象的な話ではなく、どのようにあるべきかを具体的に議論する方が良い。

上村委員：J P ドメイン名諮問委員会は、民間会社たる J P R S の内部組織であるため、純然たるマルチステークホルダープロセスを用意することは難しいと認識している。J P N I C と J P R S による現行の枠組の外に、マルチステークホルダープロセスによる議論の場を新たに設定するという事だろう。

森委員：現行において、J P ドメイン名諮問委員会によってドメイン名のガバナンスを担保しているとするならば、同委員会の現状の在り方がマルチステークホルダープロセスとして適切かどうかという分析を、報告書にある程度書くべきではないか。ただ、一般

的に書くのは難しいと思うので『利害を代表した各選出枠が保証されていることが、マルチステークホルダープロセスの条件であるとする、この意味でJ Pドメイン名諮問委員会は、マルチステークホルダープロセスとして十分ではない』という意見があった」ということは報告書に記載して欲しい。

また、「会社の中に純然たるマルチステークホルダープロセスの枠組を作るのは、会社法による株主への責任と相容れない場合があるため工夫が必要である。」という点も記載してもらいたい。

江崎座長：その点については、報告書に書いても良いかもしれない。

(イ) その他

今回のWGの議論を踏まえた修正は座長一任となった。

今後の日程については、事務局から追って連絡されることになった。

以上